

平成 24 年 9 月 7 日
企業会計基準委員会

「のれんの減損及び償却に関する質問票」への回答の募集

企業会計基準委員会は、我が国における企業会計基準の開発とともに、国際会計基準審議会（IASB）やその他の海外の会計基準設定主体等（以下「IASB 等」という。）との連携を通じて、国際的な会計基準開発に寄与する活動を行っております。国際的には、最近、国際財務報告基準（IFRS）の適用実績を踏まえ、IFRS で要求されている会計処理や開示のあり方についての評価（適用後レビュー）が IASB により行われております。のれんについては、IASB によるこうした取組みに寄与することを目的として、平成 24 年（2012 年）7 月に、欧州財務報告諮問グループ（EFRAG）及びイタリア会計基準設定主体（OIC）から、IFRS におけるのれんの減損アプローチに関する経験を集約するための質問票が公表されています¹。

のれんの会計処理については、我が国関係者の関心も高く、IASB より公表された意見募集「アジェンダ協議 2011」に対しても、当委員会より、適用後レビューを実施し、基準の改正の必要性を検討することが必要とのコメントを送付しています。このため、当委員会では、EFRAG 及び OIC による取組みについて協力を行うとともに、我が国会計基準に基づくのれんの会計処理についても、本質問票を通じて実務における経験や市場関係者の見解を入手し、これらを取りまとめた上で、IASB 等に意見発信を行っていくことを予定しております。

本質問票の公表は、のれんの会計処理について関心がある方々を対象として広く回答を募集した上で、IASB に意見発信を行っていくことを目的とするものです。ご回答は、平成 24 年 10 月 5 日（金）までに、原則として電子メールにより、下記へ文書でお寄せください。なお、いただいたご回答は、原則として非公表の扱いとすることを予定しておりますが、IASB 等において、財務諸表作成者・財務諸表利用者・監査人等の属性を特定した形で回答が引用されることがあり得ますことを、あらかじめご了承ください。

記

電 子 メ ー ル : noren@asb.or.jp
ファクシミリ : 03-5510-2717

¹ EFRAG 及び OIC による質問票（原文）については、以下のリンク先をご参照ください。
<http://www.efrag.org/Front/n1-985/EFRAG-and-OIC-issue-questionnaire-on-impairment-requirements-for-goodwill.aspx>

質問票の概要

「のれんの減損及び償却に関する質問票」は、EFRAG 及び OIC による IFRS の適用を前提とした質問票を基礎としつつ、我が国の会計基準の適用を前提とするように部分的に修正を行う形で、作成しております。

質問票は全 5 章より構成されており、すべての関係者を対象とした第 1 章を除き、第 2 章から第 5 章は異なる関係者を対象として作成されております。このため、回答にあたりましては、第 1 章に加え、第 2 章から第 5 章のうち関連がある章についてもご回答いただけますよう、よろしくお願いいたします。なお、当委員会では、対象としている市場関係者の属性と直接の関連がない章の質問につきましても、ご関心がある場合、ご回答をいただくことを歓迎しております。

| 各 章 | 内 容 |
|-----------------------|-------------------------------------|
| 第 1 章 (すべての関係者を対象) | のれんの減損と償却に関する全般的な質問 |
| 第 2 章 (財務諸表利用者を対象) | のれんについて、現行の会計基準に基づく財務情報の有用性についての質問 |
| 第 3 章 (財務諸表作成者を対象) | のれんの減損の負荷についての質問 |
| 第 4 章 (監査人を対象) | のれんの減損に関する監査可能性についての質問 |
| 第 5 章 (学術研究者を対象) | のれんの減損に関連する学術研究又は各種機関による研究調査についての質問 |

以 上